

取締役の解任に「正当な理由」があるとして損害賠償請求が斥けられた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年3月29日
【事件番号】 平成27年(ワ)第32062号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 請求棄却(控訴)
【参照法令】 会社法339条2項
【掲載誌】 金判1547号42頁、資料版商事413号34頁

LEX/DB 文献番号 25561112

事実の概要

Y₁ないしY₄(被告)らは、菓子製造、ホテル経営等、各種の事業を行っているAホールディングス(以下、「AHD」とする)をトップとするAグループ内の完全子会社であり、X(原告)は、Aグループの創業者、かつ代表取締役会長であるBの長男であり、AHDの取締役副会長を務めるほか、Y₁ないしY₄の取締役であった。

Xは、平成26年12月26日に、AHDの取締役会において、X以外の出席取締役全員の賛成により、副会長の地位を解職され、同日、Y₁社、Y₂商事、Y₃物産の各取締役から、平成27年1月27日にはY₄不動産の取締役からそれぞれ解任された。

Xは正当な理由なく取締役を解任されたことにより、損害を被ったとして、Y₁ないしY₄らそれぞれに対し、会社法339条2項に基づく損害賠償請求として、報酬相当額と退職金相当額の一部の合計額あるいはそのいずれかの金額(Y₁には4億2,925万7,500円、Y₂商事には1億7,078万7,500円、Y₃物産に関しては612万5,000円、Y₄不動産に関しては2,042万2,500円)、およびこれに対する各被告に訴状送達の日翌日(Y₂商事については平成27年11月20日から、その余の被告については同月21日)から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事件である。

被告らは、Xの解任について、①小売業者との信頼関係を破壊するような、小売店舗の商品陳列棚を写真撮影し、その画像をデータ化して販売するという本件事業を企図し、実行させたこと、②

本件事業の実施を決定するAHDの取締役会(以下、本件取締役会とする)において、本件事業の責任者に虚偽の説明をさせたこと、③AHDの取締役会において、本件事業に関する追加投資の稟議に関し、責任者に虚偽の説明をさせたこと、④本件事業に関する虚偽の説明をして自らが代表取締役を務めるY₂商事に画像データの購入をさせるよう同社取締役らに圧力をかけるなどしたこと、⑤Aグループ内の新規事業開始および契約締結手続等に違反したこと、⑥Aグループ役職員の電子メールの情報を不正に取得したことなどを、会社法339条2項の「正当な理由」として主張し、Xはこれらの事由について個別に反論し、正当な理由がない旨を争った。また、正当な理由は、本件解任時にY₁らが認識している必要があるかどうかとも問題とされた。

判決の要旨

(1) 違法かつ小売業者との信頼関係を破壊する本件事業を実行したことについて(正当理由①)

「そうすると、原告は、違法と判断されるリスクがあり、かつ、小売業者との信頼関係を破壊し、Aグループ全体の経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事業を企図し、実行したといえ、かかる行為は、経営者としての適格性に疑問を抱かせるものと評価し得るから、解任の正当な理由の根拠となる事情に当たるといふべきである。」

(2) 本件取締役会において虚偽説明をしたことについて(正当理由②)

「よって、本件取締役会においては、原告の指示ないし承認の下に、本件事業に関して虚偽説明

がされたといえる。そして、かかる行為は、原告が職務上の不正をしたことを示すものであり、経営者としての適格性に疑問を抱かせるものであると評価し得るから、解任の正当な理由の根拠となる事情に当たるといふべきである。」

(3) 本件追加投資承認の稟議において虚偽説明をしたことについて(正当理由③)

「よって、Gは、本件追加投資承認の稟議の過程において、原告の指示ないし承認の下に、本件事業に係る売上げ見込み、投資回収見込み、資金使途及び画像取得方法に関して、事実と反する虚偽の説明をしたといえる。そして、原告がそのような指示ないし承認をしたことは、原告が職務上の不正をしたことを示すものであり、経営者としての適格性に疑問を抱かせかねないものであると評価できるから、解任の正当な理由の根拠となる事情に当たるといふべきである。」

(4) 被告Y₂商事に対して、販売データの購入要求をしたことについて(正当理由④)

「そうすると、原告は、被告Y₂商事に対し、虚偽説明を伴って、本件事業に係る販売データの購入圧力をかけたといえる。そして、原告のかかる行為は、原告が被告Y₂商事の代表取締役であり、B会長の長男であって、AHDの取締役副会長の地位にあることを考慮しても、取締役としての適格性を疑わせしめるものであるといわざるを得ず、解任の正当な理由の根拠となる事情に当たるといふべきである。」

(5) Aグループ内の手続違反を行ったこと等について(正当理由⑤)

「この点に関する被告らの主張は採用することができない。」

(6) Aグループ役職員の電子メール情報の不正取得について(正当理由⑥)

「よって、原告のかかる行為は、原告が職務上の不正行為に及んだこと、ないし経営者としての不適格性を示すものと評価し得るから、解任の正当な理由の根拠となる事情に当たるといふべきである。」

(7) 解任の正当な理由となる事情が解任当時会社が認識していたものに限られるかについて

「会社法339条は、1項において株主総会決議による役員解任の自由を保障しつつ、2項において当該役員任期に対する期待を保護するために、解任に正当な理由がある場合を除き、会社に

特別の賠償責任(法定責任)を負わせることにより、会社及び株主の利益と当該役員利益の調和を図ったものと解されることに加え、同条において、役員を解任するに当たり、会社の故意過失や当該役員への解任事由の告知は要件とされていない上、『正当な理由』を会社が認識していた事情に限定する旨の規定も存在しないことからすれば、正当な理由の根拠となる事情は、本件解任時点で客観的に存在していれば足り、被告らが認識していることまで要しないといふべきである。」

(8) 本件解任の正当な理由

「以上によれば、被告らの主張する正当な理由①ないし④及び⑥については、それぞれが単独で本件解任の正当な理由になるとまではいえないものの、これらを総合勘案すれば、本件事業について本件取締役会決議などがされていることなどを踏まえても、原告は、被告らの取締役として著しく不適任であるとされてもやむを得ないといえ、本件解任には正当な理由があるといふべきである。

なお、前記理由⑥がAグループ全体との関係で問題となるのは前記説示したとおりであり、本件事業については、それ自体は被告Y₁の子会社であるAサービスにより実施されたものであるものの、Aグループ全体が一体として事業活動を行っており、各事業部門は大企業における社内部門に近いものとして機能していることからすれば、前記理由①ないし④も、いずれの被告らとの関係において、正当な理由の根拠となるといふべきである。

したがって、本件解任について、会社法339条2項の『正当な理由』があったと認められる。」

判例の解説

一 本判決の意義

1 本判決の意義

本判決は、個々の解任の事情は、それぞれが単独で解任の正当な理由になるとまでいえないものの、これらを総合的に考慮すると、原告が、被告らの取締役として職務への不正行為および著しい不適任(経営能力の欠如を含む)があり、解任には正当な理由があったとしたこと、ならびに取締役解任の正当な理由の根拠となる事情は、本件解任時点で客観的に存在していれば足り、被告らが認識

していることを要しないと判示したことに先例としての意義がある。

なお、控訴審（東京高判平 30・10・4LEX/DB25561497）、最高裁のいずれも、Xの請求を棄却している¹⁾。

二 解任の「正当な理由」について

1 責任の性質と「正当な理由」

会社法 339 条 2 項の責任の性質につき、判例・通説は、株主総会による解任の自由の保障と役員任期に対する期待を保護し、両者の調和を図る趣旨で定められた法定責任であり²⁾、正当な理由については、本条の趣旨を踏まえて解釈されなければならないと考えられている³⁾。

2 正当な理由の具体例

正当な理由について、判例・通説の立場によれば、本条の趣旨を踏まえて、一般的には業務執行の障害となるべき客観的状況があることと考えられている⁴⁾。

平成 17 年改正前商法下の裁判例で示された「正当の事由」の具体例として、(イ) 職務執行上の法令・定款違反行為⁵⁾、(ロ) 心身の故障（長期の病気療養）⁶⁾、(ハ) 職務への著しい不適任（経営能力の著しい欠如⁷⁾）という 3 類型があり、さらに学説において議論のあるところであるが、(ニ) 経営判断の失敗⁸⁾ や上記類型を一般化し、(ホ) 会社の業務執行を阻害する場合⁹⁾ と定式化する下級審裁判例も見られた。

会社法 339 条 2 項の「正当な理由」の有無が争われた裁判例のうち、これを肯定したものに、(a) 秋田地判平 21・9・8 金判 1356 号 59 頁（前述の (ハ) のケース）、(b) 横浜地判平 24・7・20 判時 2165 号 141 頁（(ハ) のケース）、(c) 東京地判平 26・12・18 判時 2253 号 64 頁（(イ) のケース）があり、逆に、否定したものに、(d) 東京地判平 23・1・26 判タ 1361 号 218 頁¹⁰⁾、(e) 東京地判平 27・6・22LEX/DB25530431¹¹⁾、(f) 東京地判平 27・6・29 判時 2274 号 113 頁¹²⁾、(g) 東京地判平 29・1・26 金判 1514 号 43 頁¹³⁾、(h) 東京地判平 29・9・29LEX/DB25539194¹⁴⁾ 等が挙げられる。

(a) は支配株主でもあるフランチャイザーとのフランチャイズ契約を独断で取締役が解除し独立を図ろうとした事案であるが、任期の定めのない特例有限会社であり、そもそも会社法 339 条 2

項の適用がないことから、あくまで傍論に過ぎない。また、他に取締役がいるにもかかわらず、独断でフランチャイズ契約解除という重大事項を決定したことに法令違反（348 条 2 項）があるとも指摘されており¹⁵⁾、支配株主との信頼関係を喪失したことのみに正当な理由が認められたわけではない¹⁶⁾。

また、(b) は定款で取締役の任期が 10 年とされていた会社であり、株主が取締役との個人的な関係から本業とは関係のないボウリング事業の展開を任せましたが収益が上がらず、また、そのような状況下でも、経費の削減や収益を上げるための努力を全くしなかったため、当該事業の廃業に際し、解任されたという事案であった。裁判所は解任された取締役にはボウリング事業を展開する能力がなかったとし、その解任には正当な理由があったと判断している¹⁷⁾。

(c) は、プロ野球球団経営会社の内紛の事案であり、専務取締役が取締役会長のコンプライアンス違反の行動を是正するためと称する記者会見を行い、会社の名誉と信用を毀損する発言をし、秘密事項を公表したことは善管注意義務・忠実義務に違反するとして、その解任には正当な理由があったと裁判所は認めた¹⁸⁾。

裁判例から、一般的な判断基準を導くことは難しいが、会社法の下でも、基本的に従来の裁判例と同様に、(イ) および (ロ) については、比較的容易に解任に正当理由を肯定するが、(ハ) については、単独で正当な理由を認めることに裁判所は慎重であり、他の事由と併せて総合的に判断する傾向にあるといえるだろう¹⁹⁾。

3 本判決の「正当な理由」の有無

本件では、認定事実の①ないし⑥（ただし、⑤の事実は認められていない）は、それぞれ単独で正当な理由には当たらないが、①ないし④および⑥を総合的に見て、その存在を認めている。

本判決において、X は本件事業が小売店舗内の無断撮影という民事上・刑事上違法行為に該当する可能性がある行為を前提とし、かつ小売業者との信頼関係を破壊し、A グループの経営に重大な悪影響を与えることを認識しながら、本件事業を企図し、責任者の G に指示を与えるなどその実施に積極的に関与している点（正当理由①）や AHD の取締役会で本件事業の実施、および追加投資を審議する際に、X の指示ないし承認の下に G の虚

偽の説明が行われている点（正当理由②③）、Xが代表取締役を務めるY₂商事に対して、虚偽説明をして本件事業にかかる販売データを購入させる圧力をかけた点（正当理由④）、本件事業の実施および自分の解任に関する情報を入手するためにグループ会社の役職員の電子メールを少なくとも30通は不正に取得している点（正当理由⑥）を総合勘案して、Xは職務上の不正行為ないし経営者としての不適格性が認められるから、解任に正当な理由があったと判断されている。

本判決で示された判断枠組みは、正当理由①④は「経営者としての不適任」であり、正当理由②③⑥は「職務上の不正行為をしたことにより、経営者としての不適任」と評価できると示している。これは前述の分類の（ハ）に該当するものと考えられ、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの重要性が一層認識されるようになった現在の経営環境において、Xの言動は一般的に取締役等に要求される社会通念あるいは倫理上、大いに問題がある行為であり、単独では解任の正当理由に当たらないが、積み重なると職務上の不正行為、ないし経営者としての著しい不適任に当たると評価されている。これは取締役の重大な不正行為や経営能力の著しい欠如により、客観的な状況から判断して、会社に将来損害を与える可能性が高いことが、裁判所が正当理由を認めた実質的な理由としてあるように思われる。

また、Xの解任の正当な理由となった事情は、Y₁の子会社であるAサービスが実施した本件事業から生じたものであるが、これがY₁のみならず、Y₂ないしY₄における解任、すなわち、Aグループ全体との関係においても正当な理由となり得ることを示した点にも注意を要するだろう。

4 正当な理由の存在時期と多数派株主の認識

Xは、本件解任時点でY₁らが認識していなかった事情は、解任の正当な理由の根拠とはなり得ない旨を主張した。従来、学説の中には、解任の正当な理由は、解任時に客観的に存在していれば十分であり、多数派株主が解任決議時に認識している必要はないとする見解があり、本判決はこれを採用したといえる²⁰⁾。

●—注

- 1) 日経新聞令和1年6月20日参照。
- 2) 大阪高判昭56・1・30下民32巻1～4号17頁、広島

- 地判平6・11・29判タ884号230頁。近藤光男「会社経営者の解任」鴻巣夫先生還暦記念『80年代商事法の諸相』（有斐閣、1985年）404頁。
- 3) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7』（商事法務、2013年）534頁〔加藤貴仁〕。
- 4) 近藤光男『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2013年）93頁。東京地判平29・1・26金判1514号43頁は、「会社において、当該役員に役員としての職務執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的な事情があることをいう」とするが、同旨と考えてよいだろう。
- 5) 東京地判平8・8・1商事1453号37頁。
- 6) 最判昭57・1・21判時1037号129頁。
- 7) 東京高判昭58・4・28判時1081号130頁。税理士である監査役が、税務処理上の過誤を複数犯したという事案であり、税理士としての専門的な知見を期待されて選任されたと推測される特殊な事案である。
- 8) 前掲注2) 広島地判平6・11・29。独断で信用取を失敗したことのほか、脳血栓を患い、かつ取締役会の承認を得ていない利益相反取引の疑いもあった事案であり、経営判断の誤りのみで正当事由を認めたわけではない。
- 9) 大阪地判平10・1・28判時732号27頁。オーナー一族の意向に逆らい解職された代表取締役は新しい代表取締役の業務を妨害すべく、従業員等に働きかけた事案であり、会社の業務執行を阻害する場合に該当するとして正当事由を肯定している。
- 10) 評釈として、弥永真生・ジュリ1428号（2011年）82頁、福島洋尚・金判1395号（2012年）2頁、尾崎悠一・ジュリ1444号（2012年）120頁、来住野究・法研85巻7号（2012年）25頁等がある。
- 11) 弥永真生・ジュリ1488号（2016年）2頁。
- 12) 中村信男・ひろば69巻3号（2016年）64頁、島山恭一・法セ739号（2016年）119頁、河村尚志・判時2299号（2016年）148頁、三浦治・金判1510号（2017年）16頁、来住野究・法研90巻5号（2017年）33頁、加藤貴仁・リマックス54号（2017年）82頁等。
- 13) 弥永真生・ジュリ1514号（2018年）2頁、エドアルド・メスキタ・ジュリ1515号（2018年）116頁、大久保拓也・税事51巻1号（2019年）91頁、原弘明・金判1560号（2019年）2頁等がある。
- 14) 弥永真生・ジュリ1517号（2018年）2頁。
- 15) 韓敬新・早法87巻4号（2012年）177頁。
- 16) 得津晶・ジュリ1477号（2015年）102頁。
- 17) 周剣龍・金判1241号（2013年）13頁。
- 18) 大塚和成・銀法798号（2016年）104頁。
- 19) 酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法（4）』（中央経済社、2008年）327頁〔奥島孝康〕。
- 20) 近藤光男『最新株式会社法〔第8版〕』（中央経済社、2015年）249頁、加藤・前掲注3) 書529頁。